

The Japan Business Law Examination

2024年度 ビジネス実務法務 検定試験[®]

(東京商工会議所認可済)

3級 基本テキスト



TAC

24ビジネス実務法務検定試験® 3級基本講義 学習進度表

講義名	学習範囲	テキストページ
第1回	第1編 ビジネス実務法務の法体系 ～ 第3編 取引の法務 第2章 第2節 theme01 「錯誤」まで	P. 1～29
第2回	第3編 取引の法務 第2章 第2節 theme02 「詐欺」 ～ 第3編 第3章 第4節まで	P. 30～53
第3回	第3編 第4章 第1節 消費貸借契約・消費寄託契約 ～ 第3編 第5章 第4節 不当利得・事務管理まで	P. 54～81
第4回	第4編 財産の管理と法律 ～ 第5編 第2章 第2節 物的担保 I 法定担保物権まで	P. 83～106
第5回	第5編 第2章 第2節 物的担保 II 約定担保物権 ～ 第6編 第3章 第2節 株式会社 IIまで	P. 107～133
第6回	第6編 第3章 第2節 株式会社 III ～ 第7編 第3章 債務者の倒産まで	P. 134～166
第7回	第8編 第1章 第1節 独占禁止法 ～ 第8編 第1章 第6節 theme07 営業秘密まで	P. 167～194
第8回	第8編 第1章 第7節 個人情報の保護 ～ 第10編 ビジネスにかかる家族法	P. 195～241

※講義進行状況により、上記学習範囲は多少前後する場合がございます。あらかじめご了承ください。

はしがき

本書は、ビジネス実務法務検定試験® 3級合格に要求されるビジネス・パーソンとして必要な基礎的法律知識を身に付け、自己の業務を法的にチェックし、問題点を解決できるスキル（コンプライアンス能力）の取得を目的としている。

こうした目的を達成するために、本書はビジュアル的にも工夫し、独学では学習が困難な法律知識を簡単に理解し、覚え、実際に使うことができるようになっている。過去問を見れば明らかのように、繰り返し類似の問題が出題されている。こうした部分を集中的にトレーニングすることにより短時間で、無駄なく、効率的に合格点に達することができる。

本書がスキルアップを目指すビジネス・パーソンの方々の一助となれば幸いである。

TAC ビジネス実務法務検定試験®研究会

CONTENTS

第1編 ビジネス実務法務の法体系 PAGE-1

第1章 コンプライアンス	page2
第2章 法律の基礎知識	page3
第1節 法の定義	page3
第2節 法律の分類	page3
第3節 権利の実現	page6
第3章 民法の基礎知識	page7
第1節 私法の基本原則	page7
第2節 財産権の種類	page7

第2編 取引を行う主体 PAGE-9

第1章 権利義務の主体	page10
第2章 法人の意義・種類	page17

第3編 取引の法務 PAGE-19

第1章 契約の概念	page20
第1節 契約が有効に成立するとどうなるか	page20
第2節 契約の種類と分類	page23
第2章 契約の成立	page25
第1節 契約の成立	page25
第2節 意思表示	page27
第3節 代理	page32
第4節 契約の効力の発生時期	page39
第5節 手付・内金の性質	page41
第3章 契約成立後の問題	page42
第1節 債務の履行（弁済）	page43
第2節 債務の不履行	page45

第3節 特定物売買	page51
第4節 商人間での受領した売買目的物の検査・通知義務	page53
第4章 売買以外の契約	page54
第1節 消費貸借契約・消費寄託契約	page54
第2節 不動産の賃貸借	page56
I 不動産賃貸借の特殊性	page56
II 賃貸借契約の効果	page58
III 賃貸借の存続期間と終了	page61
IV 賃借権の譲渡・転貸	page63
第3節 請負	page65
第4節 委任	page67
第5節 寄託契約	page67
第5章 契約によらない債権・債務の発生	page68
第1節 不法行為	page68
第2節 自動車の運行供用者責任	page77
第3節 製造物責任	page78
第4節 不当利得・事務管理	page80

第4編 財産の管理と法律

PAGE-83

第1章 財産取得にかかる法律・預金	page84
第1節 売買契約による所有権移転と対抗要件	page84
第2節 財産としての債権の譲渡	page87
第3節 預金	page89

第5編 債権の管理

PAGE-91

第1章 債権の管理回収	page92
第1節 債権の確認事項	page92
第2節 債権の消滅	page93
第2章 債権の担保	page100
第1節 担保の必要性と種類	page100
第2節 物的担保	page102
I 法定担保物権	page104
II 約定担保物権	page107
第3節 人的担保	page117

第6編 企業取引の特徴

PAGE-121

第1章 商行為・商人	page122
第2章 商業登記・商号	page124
第3章 会社のしくみ	page127
第1節 会社の種類	page127
第2節 株式会社	page130
I 株式会社の構造	page130
II 株式会社にはどのような種類があるか	page133
III 株式会社にはどのような機関があるか	page134
IV 指名委員会等設置会社	page145
V 監査等委員会設置会社	page147
VI 会社の使用人	page148
第4章 手形と小切手	page150

第7編 強制執行等と債務者の倒産

PAGE-159

第1章 裁判所に対する手続による債権回収	page160
第2章 強制執行の手続	page164
第3章 債務者の倒産	page166

第8編 企業活動に関する法規制

PAGE-167

第1章 取引に関する各種の規制	page168
第1節 企業の活動と独占禁止法の規制	page168
第2節 大規模小売業者と大店立地法	page173
第3節 消費者契約法	page174
第4節 割賦販売法	page179
第5節 特定商取引法	page180
第6節 知的財産権の保護	page184
第7節 個人情報の保護	page195
第8節 環境保全に関する法律	page200
第9節 デジタル化社会と法規制	page200
第2章 ビジネスと犯罪	page201

第9編 法人と従業員の関係

PAGE-205

第1章 従業員の雇用と労働関係	page206
第1節 労働契約	page206
第2節 労働基準法	page207
第3節 労働組合法	page216
第2章 その他の労働問題	page217

第10編 ビジネスにかかる家族法

PAGE-223

第1章 取引と家族関係	page224
第1節 婚姻	page224
第2節 離婚	page226
第3節 夫婦間の財産関係	page227
第2章 相続	page229
第1節 法定相続(法定相続人と法定相続分)	page230
第2節 相続の承認と放棄	page232
第3節 遺言	page234
第4節 遺産分割	page238
第5節 所有者不明土地問題と相続	page241

不動產登記事項證明書	page244
商業登記事項證明書	page246

第1編 ビジネス実務法務の法体系

第1章 コンプライアンス

1. コンプライアンス(法令遵守)の意義

- ① コンプライアンス(法令等の遵守)とは、企業に対して、法令等の趣旨を理解し、その法令等が守ろうとする利益や価値に従った行動を求めるものである。
- ② 企業がコンプライアンス違反行為を行った場合、当該企業は刑事的責任、民事的責任、行政処分等の不利益を受ける可能性がある。



2. コンプライアンスに関連する重要概念

- ① **C S R** (Corporate Social Responsibility) とは、一般に、企業の社会的責任を意味する。環境保護に配慮した企業経営などがC S Rに基づく企業活動の例である。
- ② **リスクマネジメント**とは、企業活動に支障を来たすおそれのある不確定な要素を的確に把握し、その不確定要素の顕在化による損失の発生を効率的に予防する施策を講じるとともに、顕在化したときの効果的な対処方法をあらかじめ講じる、一連の経営管理手法をいう。

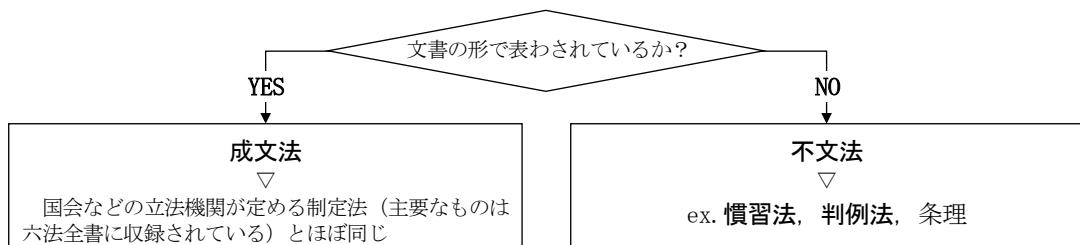
第2章 法律の基礎知識

第1節 法の定義

- ① 法律は社会規範の一種である。社会規範とは我々の行動の指針となったり善悪を判断する基準となるものである。社会規範の例としては、道徳、習俗・宗教などが挙げられる。
- ② 他の社会規範と法律の根本的な違いのポイントは、法律は、その内容が国家権力によって強制的に実現されるという点である。

第2節 法律の分類

1. 成文法vs不文法(文章の形に表わされているか否かによる分類)

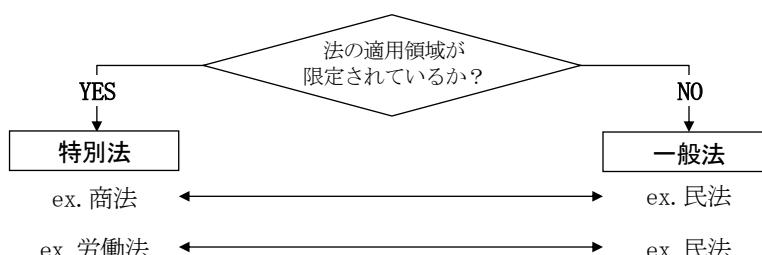


【基礎知識】

- ・慣習法とは、慣習(人の行動様式のうち反復して繰り返されるもの)のうち法的効力を認められたものをいう。
- ・判例法とは、裁判所の判決に含まれている法理のなかで、裁判の繰り返しにより他の類似の事件についても同一の判断をする基準となる効力を持つものをいう。
- ・条理とは、「物事の筋道」のことをいう。

2. 一般法vs特別法

- ① 一般法とは、特別法と比較して、適用領域が限定されていない法律をいう。これに対して、特別法は、一般法と比較して、適用領域が限定されている法律をいう。

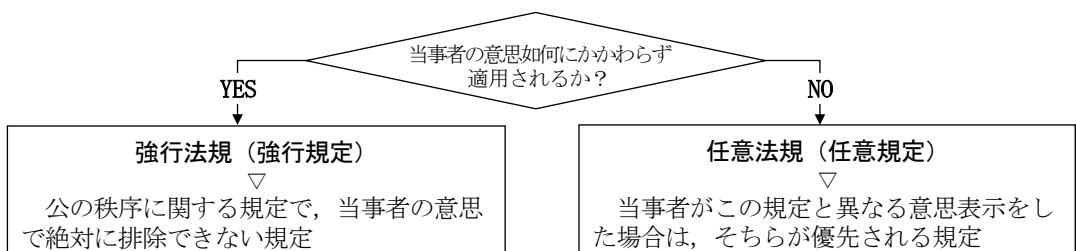


- ② 「特別法は一般法を破る。」

これは、特別法は一般法に優先して適用されるということを意味する。

3. 強行規定vs任意規定

- ① 法律は、当事者間で法律の規定と異なる別の定めができるか否かにより、強行法規(強行規定)と任意法規(任意規定)に分かれる。



- ② 強行法規である旨、条文で明示されていることもある。そうでない場合は、規定の趣旨を考慮し、強行法規か任意法規か判断される。

例えば、民法の規定にも当該規定の趣旨から任意法規と解されている規定もあれば強行法規と解されている規定もある。従って、強行法規と任意法規の区別は実際には容易ではない場合も多い。

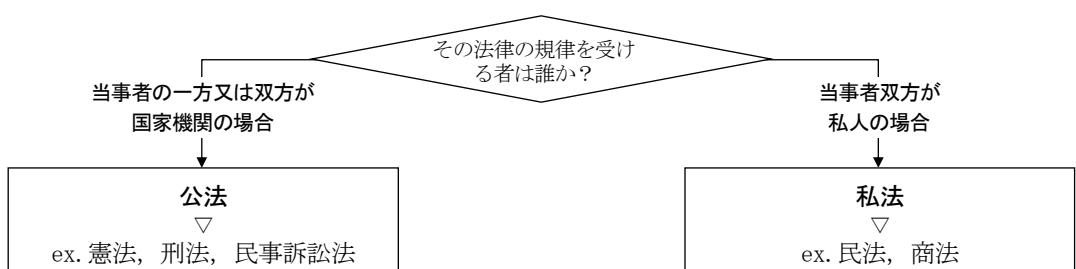
③ 取締規定

取締規定とは、経済政策や行政目的に基づき、国民に対してある行為を制限し、又は禁止することを定める規定をいう。

取締規定に違反した場合、行政罰や許可の取消などの制裁が科される。しかし、取締規定違反の行為の私法上の効力には影響がない。

4. 公法vs私法

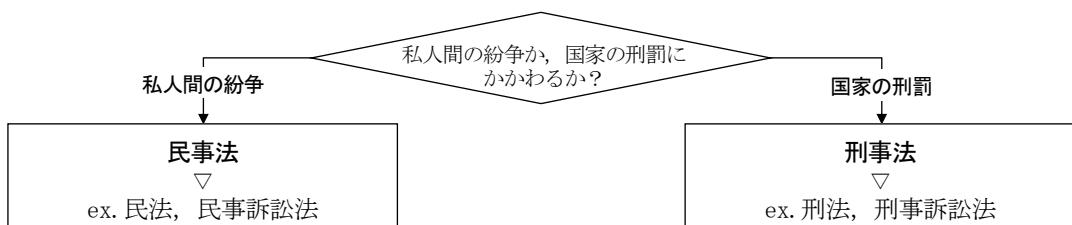
法律は、その法の規律を受けるものが誰であるかによって、公法と私法に分けられる。



5. 民事法vs刑法

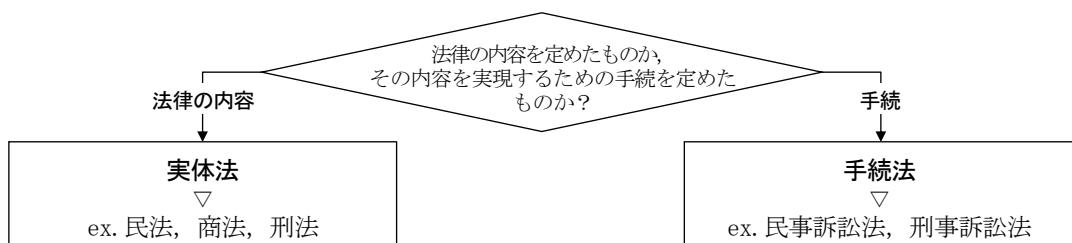
- ① 民事法とは、私人間の紛争を解決する民事裁判の基準となる私法の実体法(民法や商法など)とその手続法(民事訴訟法など)の総称である。

- ② 刑事法とは、国家が国民に対して刑罰を加えるための刑事裁判の基準となる実体法(刑法など)とその手続法(刑事訴訟法など)の総称である。



6. 実体法と手続法

- ① 実体法は、権利・義務など法律関係の内容(実体)を定める法律である。
- ② 手続法は、実体法の内容を実現するための手続を定める法律である。



第3節 権利の実現

theme01 権利と義務

- ① 法律にかかわりのある社会生活関係を**法律関係**という。例えば、AがBに自己所有の土地を1億円で売却したとする。この場合、AはBに**1億円を請求する権利**を有し、BはAに**1億円を支払う義務**を負う。他方、BはAに**土地の引渡しを請求する権利**を有し、AはBに**土地を引き渡す義務**を負う。
- ② 法律関係とは、表現を代えると、権利と義務の関係であるといえる。ここに**権利**とは、相手方(他人)に対して一定の行為をすること(あるいはしないこと)を法によって主張できる力をいい、**義務**とは相手方(他人)に対して一定の行為をすること(あるいはしないこと)を法によって拘束されることをいう。

theme02 権利の救済

- ① **権利の行使**とは、権利の内容を実現する行為をいう。権利の行使に対して相手方が応じない場合、力ずくで権利内容を実現する行為を**自力救済**という。
- ② **自力救済**は、原則として禁止される。なぜなら、その際、過度の暴力が用いられるおそれがあるからである。
e x. 中古車甲の売買契約において、売主Aが甲を引き渡したにもかかわらず、買主Bが約束の期日に代金を支払わなかつたとしても、Aは、Bの家から勝手に代金相当額の金銭を持ち出すことはできない。逆に、買主Bが代金を支払ったにもかかわらず、売主Aが約束の期日に甲を引き渡さなかつたとしても、Bは、Aの家から勝手に甲を持ち出すことはできない。
- ③ そこで、権利の行使に対して相手方が応じない場合には、**裁判所の手続き**を通じて権利を実現していくことが大原則となっている(強制執行: 第7編 第2章 参照)。

theme03 権利の救済方法

1. 訴訟の種類

裁判所で扱う訴訟は、①**民事訴訟**(私人間の紛争解決を目的とする訴訟)、②**刑事訴訟**(犯罪をしたと疑われ起訴された被告人に國家が刑罰を科すか否かを決する訴訟)、③**行政訴訟**(国や地方自治体などの行政機関による行政権の行使や公法上の権利関係についての争いの解決を目的とする訴訟)に分けられる。

2. 上訴

- ① 日本の審級制度は原則として**三審制**をとっている。裁判所は簡易裁判所・地方裁判所・高等裁判所・最高裁判所の4階級に分かれる。家庭裁判所は地方裁判所と同階級である。
- ② **上訴**とは、裁判に不服があるときに、より**上級の裁判所**に対して再審理をもとめることをいう。第一審判決に不服がある場合に上級の裁判所に上訴することを**控訴**といい、その控訴審の判決に不服がある場合に上級の裁判所に上訴することを**上告**という。

第3章 民法の基礎知識

第1節 私法の基本原則

民法の基本原則は以下のとおりである。

1. 権利能力平等の原則 ▽ 人は生まれてから死ぬまで、誰でも等しく権利を有し義務を負うことができるという原則	2. 所有権絶対の原則 ▽ 所有権については、國家といえども侵害することはできないという原則 但し、公共の福祉による制限を受ける場合がある。	3. 私的自治の原則 ▽ 権利主体は、私的な法律関係を自己の意思に基づいて自由に形成できるという原則。取引の場面では、契約自由(誰とどのような契約を締結するかを自由に決められる)の原則として現れる。※	4. 過失責任主義 (過失責任の原則) ▽ 過失(故意も含めて)がなければ不法行為による損害賠償責任を負わされることがないという原則。 ◇ 例外もある(後述)
---	---	--	---

【基礎知識－故意vs過失】

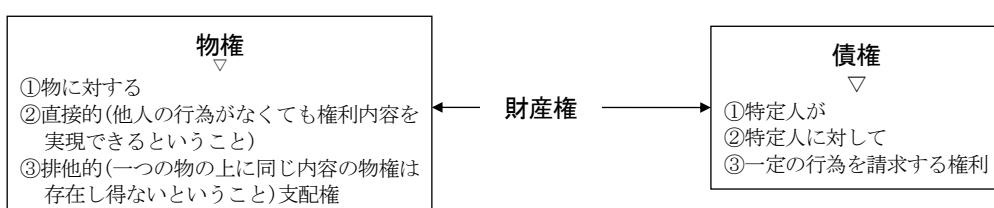
- ・故意とは、自己の行為により、権利又は利益の侵害という結果が発生することを認識・認容することをいう。
- vs
- ・過失とは、損害の発生を予見し、防止する注意義務を怠ることをいう。

※ 契約自由の原則については、民法上、①契約締結の自由(民法521条1項)、②契約内容決定の自由(民法521条2項)、③契約方式の自由(民法522条2項)の3つの原則が規定されている。

第2節 財産権の種類

theme01 財産権の意義と種類

- ① 財産権とは、経済的かつ財産的利益を目的とする権利をいう。
- ② 民法上の財産権は、物権と債権に分かれる。

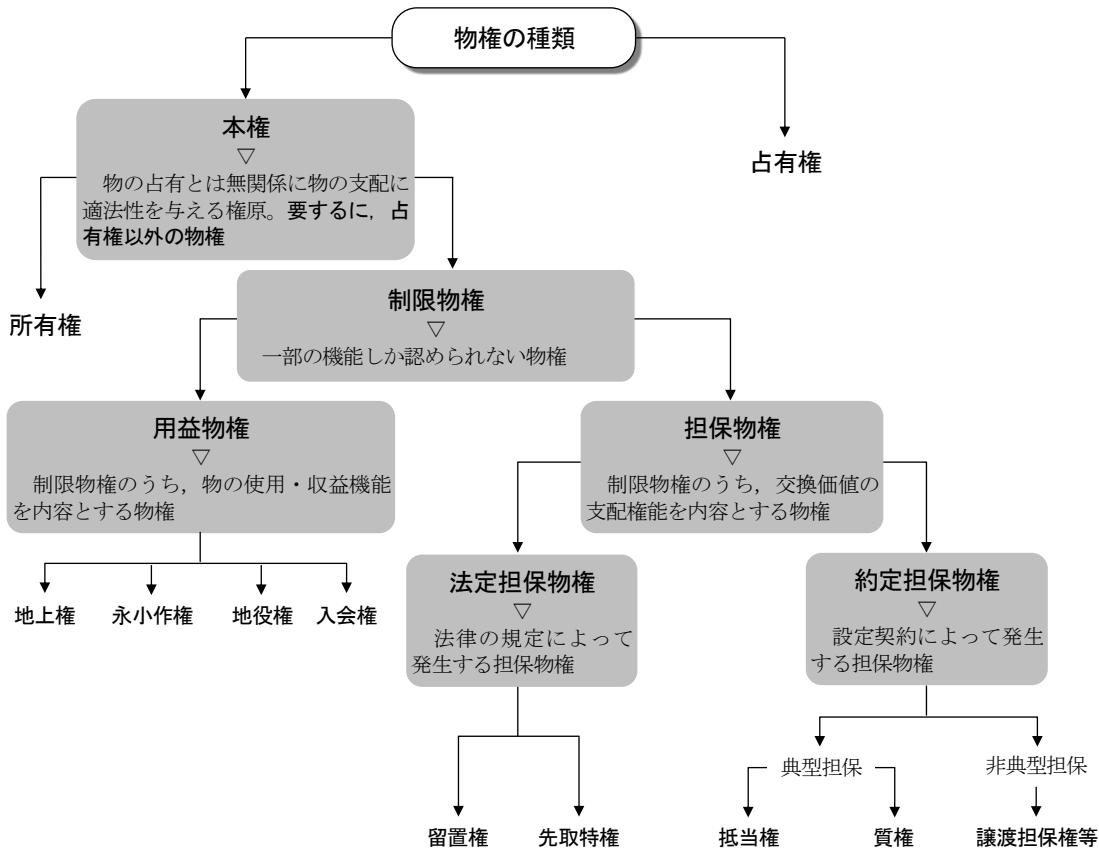


ex. A B間で商品の売買契約が成立すると、売主Aは買主Bに対して代金支払請求権を有し、買主Bは売主Aに対して当該商品の引渡請求権を有することになるが、売買契約により発生する売主の買主に対する代金支払請求権(代金債権)や買主の売主に対する引渡請求権(引渡債権)は債権の例である。

theme02 物権の意義と種類

物権とは、物に対する直接的、排他的支配権をいう。

民法上、「物」とは、有体物をいう（民法85条）。



【基礎知識】

- ・占有権とは、占有に基づいて生じる権利。要するに、物を事実上支配する権利をいう。
- ・所有権とは、法令の範囲内で物を自由に使用・収益・処分しうる権利。要するに完全な物権であり、物権の王様！
- ・地上権とは、他人の土地において工作物又は竹木を所有するために、その土地を使用する権利をいう。
- ・永小作権とは、小作料を払って他人の土地に耕作又は牧畜をなす権利をいう。
- ・地役権とは、設定行為で定めた目的に従って、他人の土地を自分の土地の便益に供する権利をいう。
- ・入会権とは、一定の地域の住民集団が山林原野・漁場・用水等を共同で管理し利用する慣習法上の権利をいう。
- ・留置権とは、他人の物の占有者が、その物に関して生じた債権の弁済を受けるまでその物を留置して、債務者の弁済を間接的に強制する担保物権をいう。
- ・先取特権とは、一定種類の債権の債権者が、法律上当然に債務者の財産から優先弁済を受けることができる権利をいう。
- ・質権とは、債権者がその債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を債務が弁済されるまで留置して債務者の弁済を間接的に強制するとともに、弁済されない場合には、その物から優先弁済を受けることができる担保物権をいう。
- ・抵当権とは、債務者又は第三者が占有を移さずに担保に供した不動産その他一定の権利から、債権者が優先弁済を受けることを内容とする約定担保物権をいう。